

権利擁護小委員会からの意見

委員会からの意見		最終答申(案)での対応
ページ		
1	33 施策1-3の重点取組の専門職アドバイザーの東社協の取組を反映させたほうがいい。	施策1-3の重点取組は変更せず、現状・課題の欄に「東京都社会福祉協議会では、成年後見制度推進機関(中核機関)や区市町村行政を支援するため、困難事例や成年後見制度を推進する上で課題となっている事項について、専門職等の助言や意見を得る場として、年3回アドバイザー・スタッフ会議を開催しています。(事業の実施状況・課題より)」を追加いたします。
2	33 施策1-3の現状・課題で意思決定代行という言葉が使われているが、意思決定支援をした後の決定になるので意思決定代行という言葉は適切ではない。	現状・課題の意思決定支援・意思決定代行の部分を意思決定代行を削って、意思決定支援にいたします。
3	37 45 施策2-4の重点取組の育成・養成の養成を削除したほうがいい。あわせて施策4-4の重点取組の2つ目の再掲も養成を削除。	施策2-4の重点取組の育成・養成の養成を削除し、あわせて施策4-4の重点取組の2つ目の再掲も養成を削除いたしました。
4	41 施策3-3の重点取組に身寄りのないという表現が重点取組に残ってしまっているので削除したほうがいい。	施策3-3の重点取組の身寄りのない本人等への権利擁護支援の身寄りのないを削除いたしました。
7	43 施策4-1 対象者の目線から、入院・入所の身元保証の問題に限らず、生活で想定される不安事項を広くとらえ、項目ごとに相談先が記載されております。こういった対象者が主体的に活用できるガイドラインを粕江市でも作成できないか、このような対応が可能になるよう、重点取組に入れることができないか	第4-1については、市民福祉推進委員会で所掌する施策ですので、頂いたご意見を市民福祉推進委員会で共有いたします。頂いたご意見については、「身寄りのない市民等への支援体制の強化」の重点取組に関する実施計画を策定する中で事業としてガイドラインの作成ができないか検討してまいります。
5	46 施策4-5について ・仕組みを構築するという形で権利擁護支援チームを形成するための検討をしつつ、その中に候補者をどうするというのが書かれてるという位置づけにして欲しい。 ・重点取組に市民後見の活躍支援を入れて欲しい。	施策4-5の現状と課題に「支援・検討会議で成年後見人等の候補者を検討する際は、市民後見人を候補にするのに適した事案であるか、どのような属性の候補者がよいかのみならず、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態(複数後見など)、課題解決後の交代等の想定なども検討する必要があります。(第二期成年後見制度利用促進基本計画より)」を追加しました。
6	51 施策5-3について現状・課題が高齢のことに偏っているので障がいのことを入れたほうがいい。	現状・課題の2個目に「高齢者虐待防止・見守りネットワーク」の後に、「地域自立支援協議会」を加えました。